

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日  
に当り、そ  
の翌日)

## 目 次

### ◆選管告示

衆議院議員総選挙に係る選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日等

衆議院議員総選挙におけるポスター掲示の開始の日  
個人演説会を開催することができる施設の指定

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第二十六号

平成五年七月十八日執行予定の衆議院議員総選挙に係る選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十四条第二項の規定により告示する。

平成五年七月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 尾 義 男

一 被登録資格の決定の基準となる日

平成五年七月三日。ただし、年齢については、同年七月十八日を基準日とする。

二 登録を行う日

平成五年七月三日

三 縦覧に供する期間

平成五年七月四日及び同月五日

### 鳥取県選挙管理委員会告示第二十七号

平成五年七月十八日執行予定の衆議院議員総選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四百四十四条の二第一項のポスター掲示場に同法第四百四十三条第一項第四号の二及び第五号のポスターを掲示することができることとなる日を、平成五年七月四日と定める。

平成五年七月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 尾 義 男

鳥取県選挙管理委員会告示第二十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三項の規定に基づき、同条第一項第三号に規定する個人演説会を開催することができる施設を次のとおり指定した旨の報告があったので、同条第四項の規定により告示する。

平成五年七月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 尾 義 男

施 設 の 名 称	所 在 地
北條町B&G海洋センター	東伯郡北条町大字田井四二八一
北條町農村環境改善センター	東伯郡北条町大字田井七一
北條町立文化会館	東伯郡北条町大字国坂二三九七一

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千円（送料を含む。）】